

九 第八項(イ)ハ考慮スルコト

一〇 第九項中(イ)ハ定員四名トスルコト

全項(イ)及第十項(イ)ハ之ヲ考慮スルコト

一一 第十項中(イ)ハ實費ヲ支給スルコト

一二 第十一項中(イ)第十二項ハ之ヲ考慮スルコト

追テ承認事項以外ノ問題ハ明二十六日更ニ會見懇談スルコト

以上

要 求 書

( 歎願條項ニ左記二項ヲ加フ )

一、 爭議中ノ給料ハ全額支給スルコト

二、 爭議費用ハ會社ニ於テ全額負擔スルコト